

開 会	
議 長	<p>引き続き本会議に入らせていただきます。</p> <p>ただ今から、令和2年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会し、直ちに会議を開きます。</p> <p>本日の出席議員は、14名で会議は成立いたします。</p> <p style="text-align: right;">(14時10分)</p>
議 長	<p>本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりでございます。</p> <p>なお、議席番号5番、朝倉市の小島清人議員、議席番号12番、久留米市の松岡保治議員より欠席の連絡がっておりますので、ご報告をいたします。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、1番 堀尾俊浩議員、2番 鹿毛哲也議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月17日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>組合長</p>
組 合 長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>今季初めての寒波襲来かと思われます。寒波の中に当組合議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>本日、ここに、令和2年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今定例会では、議案4件についてご提案し、ご審議をお願いする次第でございます。</p> <p>それでは、係る議案の提案理由について、説明さし上げます。</p> <p>議案第1号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、でございます。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年度から会計年度任用職員制度を導入するにあたり、関係条例を制定することについて、お諮りするものであります。</p> <p>議案第2号は、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、でございます。</p> <p>議案第1号に係る条例制定とも関連しまして、会計年度任用職員制度の導入に伴い、一部改正を要する関係条例の整理について、お諮りするものであります。</p> <p>議案第3号は、令和元年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第3号)について、でございます。</p>

	<p>既定の予算総額から歳入歳出それぞれ58,585千円を減額し、予算総額を2,235,671千円とすることをご提案いたします。</p> <p>歳入は、5款繰越金が30,817千円の増であります。4款繰入金で50,000千円、8款地方債で38,100千円を減額としますが、主なところでございます。</p> <p>歳出は、2款総務費で4,941千円、3款施設運営費で46,816千円を減額することをご提案いたします。</p> <p>議案第4号は、令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について、でございます。</p> <p>令和2年度当初予算は、対前年比219,837千円減額の、総額2,074,182千円をご提案いたします。</p> <p>歳入では、5款繰越金が50,000千円の減で70,000千円、8款地方債は273,100千円を減額して、425,300千円で計上しています。</p> <p>1款分担金及び負担金は110,000千円増額の1,456,825千円の計上でお諮りします。</p> <p>歳出では、施設運営費を290,103千円減額して、1,714,674千円とすることでお諮りします。</p> <p>4款公債費は80,868千円増の209,885千円で計上いたします。</p> <p>以上、提案理由についてご説明申し上げましたが、いずれも本組合の運営上重要な案件でございますので、慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」</p> <p>標記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等について条例で定めるというものについて、お諮りするということでございます。</p> <p>議案書の2ページから9ページにかけて条例案を掲載しております。</p> <p>まず、2ページをご覧ください。</p> <p>第1条で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給について定める旨規定しております。</p> <p>第2条では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員について定義付けがございますけれども、当組合ではパートタイムの会計年度任用職員の任用のみ予定しておりまして、当面はフルタイムの任用は考えておりません。以上、申し添えをいたします。</p> <p>それから、第3条では、パートタイムのみに限定して言及いたしますけれども、会計年度任用職員の給与は報酬及び期末手当である旨規定しております。</p> <p>なお、パートタイムの会計年度任用職員には、フルタイムの会計年度任用職員にあ</p>

	<p>ります各種の手当等に相当するものとして、時間外勤務に係る報酬等々の支給がございます。</p> <p>条例案では、議案書の4ページから5ページ、ここに第16条の規定がございますが、ここでその旨が規定されておるところでございます。</p> <p>以下、条例の詳細説明は割愛いたしまして、当組合における会計年度任用職員の任用について、概要をご説明申し上げます。</p> <p>なお、以下の説明は、現時点で未確定の事項も含まれますので、前もって申しおきいたします。</p> <p>それでは、別途用意しております資料、資料2ですね、こちらをお願いいたします。1ページ上段をご覧ください。</p> <p>当組合の例で申し上げますと、現在の嘱託職員の職を会計年度任用職員ということで、任用することで検討しております。</p> <p>なお、先にふれましたとおり、当組合ではフルタイムの任用はございませんで、パートタイムの任用のみといたします。1ページの下段をご覧ください。</p> <p>町村会の顧問弁護士の見解を掲載しておるところでございますが、特に、事務局長の任用の位置付けにつきましては、掲載のとおり、別途ですね、任期付任用職員というのがございます。これで任用することが適当という見解が出ておるわけでございますが、ここで3ページをご覧ください。</p> <p>しかしながら、近隣ですね、一部事務組合それから類似団体等の実情を調査しましたところでは、事務局長クラスの任用形態につきましては、各地方公共団体等の判断がまちまちでありまして、統一されてないのが実情であります。</p> <p>つきましては、先に甘木・朝倉広域圏事務組合で、事務局長を会計年度任用職員として任用する判断が示されております。このことから、当組合でもこれに準じることといたしまして、事務局長はパートタイムの会計年度任用職員とすることでお諮りするところでございます。ご理解賜るようお願いいたします。</p> <p>なお、その他の会計年度任用職員がございすけれども、そちらの任用につきましては、事務局長とは別に、今度は筑前町の例に準用して対応することとしております。</p> <p>それから、その他細かいですね、制度、任用の詳細につきましては、これも後にですね、先行して、筑前町それから広域圏事務組合等にて規則等が整備されることとなっておりますので、これらの判断を待ちまして決定していく意向でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許可します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を、採決いたします。</p>

	議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	それでは、議案書の9ページをお願いいたします。 議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」 標記の条例案を別紙のとおり提出する。 本日付、組合長名でございます。 提案理由は、先の議案第1号で、会計年度任用職員制度の導入について条例制定をお諮りしましたが、これに伴いまして、関係する条例を整理することについて、お諮りするものでございます。 議案書の10ページをお願いいたします。 当該条例案につきましては、10ページでございますが、第1条で、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、それから、今度は11ページで、第2条でございますけれども、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、それから第3条で、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例について、それから、12ページです。12ページをお願いいたします。 12ページで、第4条で、職員のサービスの宣誓に関する条例、それから第5条で、職員の勤務時間、休暇等に関する条例について。 以上、5本の条例について、先の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これの制定に伴いまして、改正、見直しが必要となりますので、併せてこれを整理するものでございます。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。

	したがって、議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第3号「令和元年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第3号）について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「令和元年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第3号）について」</p> <p>令和元年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、組合長名であります。</p> <p>それでは、令和元年度一般会計予算の補正につきまして説明いたします。</p> <p>別冊の補正予算書をお手元をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,585千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,235,671千円とする旨規定しております。</p> <p>次に、第2項で、補正の款項の区分ごとの補正の金額並びに補正後の金額については、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしております。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。</p> <p>まず、4ページから5ページにかけて、1、総括でございますが、4ページ、歳入でございます。</p> <p>3款財産収入で1,302千円の減、4款繰入金で50,000千円の減、5款繰越金で30,817千円の増としております。</p> <p>それから、8款地方債が38,100千円の減です。</p> <p>以上により、合計58,585千円を減額することでご提案いたします。</p> <p>次に、5ページ、歳出でございます。</p> <p>2款総務費で4,941千円の減、3款施設運営費で46,816千円の減、それから、5款予備費で6,828千円の減でございます。</p> <p>以上により、58,585千円の減額でご提案いたします。</p> <p>それでは、補正予算の詳細についてご説明いたします。</p> <p>6ページの歳入をご覧ください。</p> <p>3款財産収入は、2項1目1節物品売払収入で1,302千円の減です。当初予算算定時の予想に比しまして、資源化物の売払単価が低下しておりまして、低額で契約することとなりましたので、総体的に歳入減となる見込みであります。</p> <p>4款繰入金は、1項1目1節基金繰入金で50,000千円の減です。令和元年度の決算見込みから基金繰入れの必要性がないということで判断されましたので、減額を提案するものでございます。</p> <p>5款繰越金は、1項1目1節前年度繰越金で30,817千円の増です。平成30年度決算から前年度繰越金152,919千円、これを計上するところでございます。</p> <p>8款地方債は38,100千円の減です。起債対象事業の年次改修工事、この費用額が入札減となりましたことから、金額につきましても相応分の減額となるものでございます。</p>

	<p>次に7ページ、3の歳出をご覧ください。</p> <p>2款1項1目一般管理費は4,941千円の減です。</p> <p>1節報酬は54千円の増です。嘱託職員報酬の単価の増に伴い、不足する金額を増額するものです。</p> <p>2節給料1,998千円、それから、3節職員手当1,500千円、4節共済費880千円の減でございますが、これは、職員の自己都合退職に伴いまして、正規職員1名分、6カ月分でございますが、その人件費を削減するところでございます。</p> <p>13節委託料は641千円の減です。委託事業6案件につきまして、入札減等で減少した不用額、これを減じるものでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項1目ごみ処理運営費は39,488千円の減です。</p> <p>11節需用費は1,638千円の増でございます。これは、当初予算計上額に比しましてですね、消耗品費が不足してまいりました。この不足額2,089千円を増額させていただきたいということでお諮りします。</p> <p>13節委託料は1,215千円の増です。主な増額要因は、可燃ごみ外部運搬処理委託料の増額補正8,594千円であります。</p> <p>当初予算計上に際しましては、委託先を久留米市のクリーンヒル宝満に想定しておりましたが、諸般の事情により委託先を久留米市の宮の陣クリーンセンターに計画変更しております。ごみ排出元市町村の枠組みが、これで変更になりましたこと、それから、変更になったことに伴って処理するごみ処理量が増加したこと、並びに施設のごみ処理単価が相違しまして、若干高こうございます。これによって生じた増額をお諮りするところでございます。</p> <p>なお、委託料につきましては、決算見込みを精査しまして、別途運転管理業務委託料のほか委託事業8件については、合計7,379千円の不用額を減額しております。いずれも入札減等で、契約金額が減少したものでございます。</p> <p>15節工事請負費は42,341千円の減です。年次改修工事の入札減で、不用額を減額するものでございます。</p> <p>3款1項2目リサイクルプラザ運営費は7,328千円の減でございます。</p> <p>11節需用費で1,918千円、13節委託料で3,044千円、16節原材料費2,366千円の減額がございましたけれども、これは、すべて決算見込みが現段階で分かります範囲で、明らかに不用となりますものを減額ということでお諮りします。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>5款予備費は6,828千円の減でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第3号「令和元年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予</p>

	<p>算（第3号）について」を、採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「令和元年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第4号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の15ページをお願いします。</p> <p>議案第4号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。本日付、組合長名であります。</p> <p>それでは、令和2年度当初予算案につきまして、ご説明いたします。</p> <p>まず、最初に、令和2年度は、当初予算編成上例年と大きく異なる点が2点ございますので、概要を説明させていただきます。</p> <p>まず、先にふれましたとおり、長期包括運営委託契約が整いましたので、令和2年度から全体的に、特に歳出の3款施設運営費、こちらの予算組みが大きく異なるものとなっております。これが1点目でございます。</p> <p>次に、2点目でございますが、人件費関連の計上が令和2年度以降異なっております。これにつきましても長期包括運営委託契約に伴います人事計画の変更並びに、新たにですね、会計年度任用職員の任用等が生じてまいりますこと、これがございます。</p> <p>以上、歳出に關します事項でございますけれども、長期包括運営委託契約の締結に伴いまして、歳入のほうでは、市町村負担金及び繰入金の計上について変更が及んでおりますので、お踏まえおきいただきたいと思います。</p> <p>それでは、以上前置きといたしまして、当初予算の説明に入ります。</p> <p>別冊の予算書、こちらをお手元をお願いいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,074,182千円と定めること、同条2項で、歳入歳出の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものとしております。</p> <p>それから、第2条で、債務負担行為については、「第2表 債務負担行為」、第3条で地方債については、「第3表 地方債」ということとしております。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、債務負担行為でございます。</p> <p>当組合と地元行政区との間で取り交わしがございます約定書の規定によりまして、従来から栗田区協力金それから弥永区協力金の支出がございましたところですが、予算書でですね、本来これを債務負担行為と整理すべきところ、これまで不備なまま不適切な財務処理となっております。つきましては、この度の当初予算調整に合わせまして予算計上し、整理させていただいております。</p> <p>いずれも期間は、令和3年度から令和9年度までということで計上しております。限度額は、約定書に基づく協力金相当額ということで、表記させていただいております。</p>

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

昨年度に引き続き令和2年度も一般廃棄物処理事業債を活用する計画でございます。限度額は425,300千円と定めております。その他、起債の方法、利率等は、前年と同じでございます。

それでは、以下詳細な説明に入らせていただきますけれども、例年と大きく異なる点に的を絞って説明させていただきます。

それでは、予算書の6ページをお願いいたします。

6ページから歳入でございますけれども、主なところで、1款分担金及び負担金は、対前年比110,000千円の増で1,456,825千円、それから、3款財産収入が、対前年比では9,488千円の減でございますが、17,540千円、5款繰越金は、対前年比で50,000千円の減でございますけれども、70,000千円、それから、8款地方債が、対前年比273,100千円の減で420,300千円等々の計上でご提案いたします。

次に、7ページ、歳出でございます。

主なところでは、2款総務費が、対前年比では11,270千円の減でございますが、103,950千円、3款施設運営費が、対前年比で290,103千円の減でございますけれども、1,714,674千円、4款公債費が80,868千円の増で209,885千円等々の計上でご提案いたします。

それでは、歳入をご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1項1目負担金は1,456,825千円で、対前年比110,000千円の増です。

予算書に明細がございませんけれども、市町村負担金が総額で1,450,000千円でご提案いたします。市町村負担金につきましては、後で説明を加えます。

2款使用料及び手数料の1款1目手数料は47,070千円の計上で、対前年比では1,310千円の増でございます。

ごみの直接搬入手数料の改定、値上げをいたしました後、ごみの搬入量が一旦減少しておりましたけれども、ここにきて増額傾向がまた見られてきております。これを勘案いたしまして、手数料を増額で計上しております。

3款財産収入の2項1目物品売払収入は16,949千円で、対前年比では10,029千円の減です。

物品売払収入につきましては、直近の入札状況において多くの案件で売払単価が低額となりましたことから、減額率等を換算してですね、減収の見込みの計上としております。

9ページをお願いいたします。

4款繰入金は50,000千円で前年と同額です。5款繰越金は70,000千円の計上で、対前年比50,000千円の減です。ご説明は割愛いたします。

7款諸収入の2項1目雑入は7,439千円で、対前年比1,441千円の増です。ここでは売電収入の増額を見込んでおります。

平成29年度に実施しましたタービンの出力アップ事業、これの成果で売電収入が増高してまいっております。それから、令和2年度からは長期包括運営委託に伴いまして、新電力の参入がございますので、こちらのほうは民間活力の導入に伴います成果を期待しておるところもでございます。

8款地方債は425,300千円の計上で、対前年比では273,100千円の減です。

令和2年度は年次改修工事の4年目の実施にあたりまして、これが最後の年度となります。年次計画に基づきまして、事業費は対前年比303,837千円の減で計上いたします。したがって、係る起債額も減額となるということでございます。

なお、起債率は、対象事業費の90%相当額となっております。

歳入の説明は、以上でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

まず、最初に、予算調整上の変更点がございますので、確認いただきます。

地方自治法施行規則の改正で、7節貸額が削除されることとなっておりますので、以下の節番号、これが繰り上がってきております。

例えば、11節需用費でございましたが、これが10節需用費となっているような状況でございますのでご注意ください。

また、予算書のほうではですね、節につきまして計上金額の前年比較が掲載されておりませんので、別途参照する資料を用意しております。

本日机上に配布しております資料4ですね、大きい紙です。A3判。これで説明ですね、金額が変わったところを一旦説明資料を用意しておりますので、こちらのほうも併せてご参照いただきたいと思います。

まず、資料4の整理の仕方なんですけれども、今回長期包括運営委託契約がございまして、ここで関係してですね、ほぼすべて減額なんですけれども、増減がございました項目、長期包括契約で増減が出たところは抜粋して上げるような形にして、見やすくしたところでございます。ちょっと編集がですね、色をいっぱい使いましたので見にくくなってしまったところもありますけれども、ご了承ください。

それでは、該当費目につきましては、今度は列で見たいんですけども、最後の列のところですね、説明の頭出しの部分に番号を付してっております。後でこれをお示ししていきますので、項目の頭出しの通し番号をと私が言いましたところを、そのときはその番号のところを見ただけで分かりやすいかなと思っております。よろしく願います。

それでは、ご説明のほうに戻ります。

予算書の11ページをお願いいたします。

1款議会費は、ほぼ例年と同様でございます。説明は割愛いたします。

2款1項1目一般管理費をご説明いたします。

1節報酬は15,124千円で、対前年比では3,412千円の減でございます。

当初予算比較は、先ほどの資料4に掲載がございまして、1節報酬の事項でご確認ください。

令和2年度から会計年度任用職員制度の導入がございまして、そのため従来ですね、嘱託職員7名分の報酬を一応皆減ということで、すべて減るといって、皆減ということでカットしまして、新たに会計年度任用職員6名分がございまして、これの報酬を皆増ということで、すべて増えるということで計上しております。

これが差し引きになりまして、計の3,412千円の減額になってまいるといふようなところでございます。

2節給料は16,215千円で、対前年比3,776千円の減でございます。正規職員1名分の減員分が減額となっております。長期包括運営委託契約の導入に伴いまして、正規職員1名の人員削減を図っておりますのでございます。

3節職員手当は14,275千円で、対前年比では840千円の減です。

主な減額要因は、正規職員1名分の人員削減、これに伴います支出総額等の減額でありますけれども、増額の要因として会計年度任用職員6名分の、今度は期末手当等々、手当等々の増額分もありまして、こちらも増減含めてですね、差し引きします

と840千円が減額となってくるというような中身になります。

4節共済費は8,860千円で、対前年比926千円の減です。主な減額要因は職員1名の人員削減に伴う支出総額の減額であります。

なお、ここでも会計年度任用職員6名分に関係する増額もございますけれども、差し引きで926千円の減になるところでございます。

12ページをお願いいたします。

10節需用費は6,311千円で、対前年比では6,290千円の減でございます。主な減額要因としましては、令和元年度予算で単年度事業としまして2本、グラウンド夜間照明LED修繕費それから栗田区運動公園の暗渠排水設備改修費、この2件ありまして、これが合計で7,900千円ほどありました。これがなくなったことが主な減額要因でございます。

12節委託料は14,692千円の計上で、対前年比585千円の増です。

13ページ、12節委託料の説明欄、下から3番目の項目でございますが、ホームページのパッケージ更新2,053千円の新規計上がありまして、これ皆増で、すべて増額でございます。

今現在使っておりますパッケージのですね、導入業者が撤退することとなりましたので、これを機にホームページを更新するものでございます。

それから、次の項目のネットワークシステム更新4,730千円、それから、最後の項目のネットワークシステム保守396千円は、共に既存のファイルサーバー、これのリース期間の終了に伴いまして、新たに電算システムの更新を図るものです。こちらも新規計上で皆増ですべて増額計上でございます。

ファイルサーバーの更新と合わせて耐用年数切れのパソコンの更新を実施する予定でございます。

同じく13ページ、14節工事請負費は3,014千円の計上で、新規計上、すべて増でございます。

近年梅雨期の集中豪雨の多発状況から、施設敷地内に流入する雨水対策を求められております。そのため堆積した土砂を撤去する等既存の排水路の保全をする工事、それから受付窓口でございます計量機、こちらへの雨水の流入を防止するための土留め壁、これを設置する工事、これも実施いたします。

以上で、2款1項1目一般管理費の説明を終わります。

14ページをお願いいたします。

2款2項1目監査委員費は例年同様でございますので、説明を割愛いたします。

次に、3款施設運営費のご説明をいたします。

先にふれましたとおり、3款施設運営費は、長期包括運営委託の導入により、2項3目でリサイクル工房運営費というのがございますが、これは除きますけれども、その他はですね、すべて予算編成が大きく異なってまいります。

それから、3款1項4目でコンテナ等洗浄・保管施設運営費というのがございましたが、こちらは全額がなくなってしまうので廃目としております。事前に申しおきいたします。

資料4で見ていただきますとですね、下のほうでピンクで示しております通し番号があるということを申し上げましたが、通し番号でいきますと41から49にあたる項目ですね、これ全部なくなってしまうと、これ全体がなくなります。まずもって申しおきいたします。

それでは、引き続き14ページでございますが、3款1項1目ごみ処理運営費は1,687,589千円で、対前年比では144,133千円の減額です。

10節需用費は2,431千円で、対前年比で598,029千円の減額です。長

期包括運営委託の導入に伴いまして、施設電気料や点検整備事業等、従来予算で計上しておいた複数の費目がですね、予算化がすべて皆減となってまいります。

資料4でご確認ください。該当費目を資料4で確認しますと、通し番号でいきますとですね、7から11、これがすべて費目をその分減額しまして、これらの減額を合計しますと約600,000千円からになります。

予算書に戻っていただきまして、修繕費で上げております2,211千円については、これは新規計上でございます。

12節委託料は1,212,480千円の計上で、対前年比914,794千円の増額です。

主たる増額要因は14ページ、12節委託料の説明欄の一番上の表記ですね、長期包括運営委託業務の委託料、これが1,122,990千円で新規計上、皆増、すべて増でございまして。これが長期包括運営委託契約に伴います業務委託の委託料でございまして。

令和2年度からは毎年度、ほぼこれと同様の額で予算計上していくこととなってまいりますのでお踏まえおきたいと思っております。

関連でございまして、次の長期包括運営事業モニタリング業務2,376千円も新規計上で皆増です。これは、令和2年度のみ単年度の計上分でございます。別途モニタリング業務というのをを行いますので、この業務を確立するために業者、コンサルタントに支払います。

なお、運転管理業務委託料の5款長期包括の導入でございますね、皆減となります費目については、資料4で言いますとですね、通し番号13、それから15から20まで、これが全部なくなってまいります。この減額を合計しますと、約200,000千円ぐらいになってまいります。

14節工事請負費は472,654千円の計上で、対前年比303,387千円の減額です。

2号系機器・窒素発生装置等設備機器更新工事費で472,654千円の計上です。年次改修工事4年目の年次計画額、これを計上しております。

なお、年次改修工事は令和2年度の実施をもって完了いたします。

最後に、予算書では確認できないんですけども、15節原材料費というのがこれまでございましたが、これ全部長期包括運営委託の導入に伴いなくなってございます。

こちら資料4でご確認をいただきたいんですけども、該当費目をピンクで表示しておりますけれども、通し番号でいきますと22から32まで、これ全部節ごと、節全部なくなってしまったということでございます。合計にしますと約150,000千円ほど減額になるということでございます。

予算書に戻っていただきまして、3款1項2目リサイクルプラザ運営費、こちらの説明に入ります。引き続き14ページの下の方からになりますけれども、ご覧ください。

リサイクルプラザ運営費は20,600千円で、対前年比135,560千円の減額です。

10節需用費は1,997千円の計上で、対前年比67,357千円の減額です。

定期点検整備業務等々がですね、こちら長期包括運営委託契約の導入に伴いまして減額になってまいります。

減額になってまいります費用の総額、合計ですね、長期包括運営委託で減額になるものの合計が約19,000千円ほどになってまいります。

予算のほうに戻りますけれども、修繕費の1,793千円は新規計上でございます。

12節委託料は18,583千円の計上で、対前年比62,079千円の減額です。

こちら長期包括運営委託の導入で予算がなくなった費目がございまして、これの減額の合計が約64,000千円になります。

引き続き、資料の4のほうで確認できますので、併せて参照してください。

それでは、予算書の15ページをお願いいたします。

15ページ、12節委託料の説明欄でございます。

一番下の2項目でございますけれども、布団運搬処理委託料10,164千円、これは対前年比で2,129千円増、ブロック等運搬処理委託料は502千円で、対前年比235千円の増でございますけれども、共にこちらの2品目については搬入量が増加傾向にございますので、これを増額ということでお諮りするものでございます。

それから、こちらのほうでもですね、15節の原材料費がすべて令和2年度からですね、なくなってくるようになります。これも資料4ではピンクで表示しているところになってまいります。併せてご確認ください。予算削減額の合計が約60,000千円になってまいります。

予算書に戻りますが、3款1項1目リサイクル工房運営費につきましては、ほぼ例年と同様ですので説明を割愛いたしますが、こちらのほうは全く長期包括運営委託の導入に伴う効果はないということでございます。

なお、令和元年度からリサイクル品の売払事業ということでオークションを実施してですね、リサイクル品を販売、売払いしておりますけれども、これに伴いまして、予算の変更があるかと思いましたが、特に全然従来と同じような事務費で行いましたので、確認のため申し添えさせていただきます。

最後になりますけれども、長期包括運営委託の導入でですね、従来は4目で計上しておりましたコンテナ等洗浄・保管施設運営費、これは目ごと、丸ごと減額になりまして、10,000千円ほど減額になるということでございます。資料4でもですね、一番下のほうピンクで示しております。

以上で、3款施設運営費の説明を終わります。

予算書の16ページをお願いいたします。

4款公債費は、1項1目元金が対前年比82,330千円の増額で205,975千円、それから、1項2目利子が対前年比1,462千円の減額で3,910千円の計上です。

利子分の対前年比が減額となります理由は、令和元年度の借入分の予算計上につきましては、借入利率を0.8%で想定しておりましたことに対しまして、実際には0.21%の借入れになったことによります。

起債借入金については、半年賦元利均等償還でございまして、令和2年度の借入分につきましても、当初予算では利率0.8%で見積もっております。

最後に、5款予備費は45,000千円を計上することで、ご提案をさせていただいております。

以上で、歳出の説明を終わります。

その他、予算書の付属資料等について、簡単にふれさせていただきます。

17ページから22ページにかけて給与費明細書等を添付しております。

給与等につきましては、筑前町に準じて支給を行っております。詳細なご説明は割愛いたします。

次に、23ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書をお付けしております。

普通債のうち衛生債は年次改修工事分、災害復旧債が法面の災害復旧工事になります。

災害復旧分はですね、令和元年度で償還が終了いたします。平成29年度から2年

	<p>度にわたり新たに起債することとなります年次改修工事分の償還年度、この最終年度は令和9年度までの計画でございます。</p> <p>令和元年度末現在高見込額が1,609,922千円、令和2年度中起債見込額を425,300千円、令和2年度中元金償還見込額を212,385千円と見込みまして、令和2年度末の現在高見込額は合計1,822,837千円となるものとしております。</p> <p>24ページに債務負担行為の支出額等に関する調書を付けております。</p> <p>令和元年12月に、令和2年から9年までの間にわたる長期包括運営委託契約、これを締結しましたので、債務負担行為に関する事項として新規に計上しております。</p> <p>それから、当組合と地元行政区との約定によります栗田区協力金と弥永区協力金の支出につきましても、本来の当初予算の調書にあわせて予算書に計上させていただいております。</p> <p>予算書に基づきます説明は、以上で終わります。</p> <p>それでは、最後に市町村負担金について、ご説明を加えます。</p> <p>今回はA4判1枚もので両面印刷の資料3、資料3をお手元をお願いします。資料3でございます。</p> <p>1ページ目ですけれども、当初予算でご提案いたします市町村負担金の総額は145,000千円でございます。</p> <p>区分算定、内訳でございますが、運営費分で1,240,115千円、設置費分で209,885千円の算定です。</p> <p>市町村ごとの負担金内訳につきましては、予算書でも掲載がありますけれども、この資料でお示ししているとおりです。</p> <p>2ページ、資料の裏面をお願いします。</p> <p>こちらのほうには、今後の組合予算の推移予測を記した資料になっております。</p> <p>市町村負担金の今後の推移予想を一番上で、赤の太枠で囲っております。令和2年度以降市町村負担金の総額は、今の段階では想定でありますけれども、概ね1,450,000千円で、同額規模で平準化されていくということで見込みます。</p> <p>このことにつきましては、長期包括運営委託契約の締結に伴いまして、令和2年度から令和9年度まで8年間でございますが、施設の管理運営経費の算定総額が均等に収支することになってくるということで、これは委託料の支払いですね、契約の委託料の支払いが平準化されることに伴いまして、均等になってくるのが可能でございますので、このようなことでご提案するところでございます。</p> <p>市町村負担金が今後1,450,000千円で平準化されるということでございます。</p> <p>以上で、当初予算のすべてのご説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑がある方はお願いいたします。</p> <p>9番 伊藤議員</p>
9 番 伊藤議員	<p>ちょっと質問させていただきます。</p> <p>予算書の14ページの3款1項12節の委託料の中で、先ほどですね、補正予算の中で可燃ごみ外部運搬委託料が補正として1回上げられておりますよね、昨年。</p> <p>それで、今年度が24,080千円という予算組みをしておりますが、これについて委託先が変わったということで先ほど説明があったんですが、この関係については、今回の予算については、どういう形の予算組みなのかということをお尋ねしたいんですけど。</p>

議 長	施設課長
施設課長	<p>長期包括運営委託を大きな流れとしてお話しておりますので、若干視点が錯綜しておるかと思えます。</p> <p>可燃ごみ外部運搬処理委託料としてここで計上しております予算につきましては、ちょっと1年間ですね、年次改修工事ですね、これに伴いまして炉を一定期間止めます。この期間ごみを外に出す委託料でございます。</p> <p>これは、長期包括運営委託で委託したところにお支払いするお金ではなくて、外に全部持ち出しますので、持ち出し先にかかる委託料ということでございまして、それを計上しております。</p> <p>令和2年度で改修工事も終わりますので、2年度までということでございます。別途の経費になってまいりますので、ご理解ください。</p>
議 長	施設課長
施設課長	<p>申し訳ございません。ちょっと見当違いな回答をいたしました。</p> <p>今後は宮の陣のほうで予算計上でございます。申し訳ございません。</p> <p>久留米市の宮の陣クリーンセンターでございます。</p> <p>本年度につきましては、当初は宝満で当初予算を計上したんですけれども、いろいろ市町村の事情がありまして、なかなか持ち出し先が決まりませんで、これを久留米市の宮の陣クリーンセンターに変更しておりますので、元年と2年と久留米市のほうにお願いするという形でございます。申し訳ありませんでした。</p>
9 番 伊藤議員	分かりました。
議 長	他にございませんか。 鹿毛議員、どうぞ。
2 番 鹿毛議員	<p>一般会の予算書の24ページの協力金のところ、栗田区協力金と弥永区協力金ですね、栗田区もそうなんですけど、当該年度の支出予定額は令和3年度から令和9年度までというふうになっていますよね。</p> <p>それが約定書を見ると5年ごとに更新というふうになっているんで、そのあたり何か整合性が取れないかなと思って、なんでこのようになっているのかが1点と。</p> <p>あと、見直し期間は来年度になるんですかね。その期間に基づいて、今、もしかして協議をしているのであればですね、この金額をまたそのまま上がってくるのか、若しくは減額に向けて調整されているのか、状況が分かれば教えていただきたいと思えます。</p>
議 長	施設課長
施設課長	<p>まずですね、5年ごとの見直しというのが確かに約定書にございます。これの次の見直しがいつになるかと、見直しと言いますか協議ですね、いつになるかということでございますが、栗田区につきましては来年、2年度の6月が予定されます。</p> <p>それから、令和3年度から9年度までとなっておりますことにつきましては、先ほど申しますとおり5年ごとの見直しがあるというのは、もちろん協議とかが発生する場合がございますけれども、同じく約定書で、令和9年度までで閉鎖するという事になっております。</p> <p>ですので、現段階では9年度でこの施設はなくなる場所でございますので、債務負担行為でお示しすると令和9年度までという表記になります。</p> <p>ちょっといくつかございました。漏れがあるかもしれませんが、もう一度確認させていただきます。</p> <p>以上、今お話すべきことを申し上げました。</p>

議 長	2番 鹿毛議員
2 番 鹿毛議員	そうしますと、この見直しということで、6月に見直しになるということなんです が、約定書を見ると、年次の協力金については社会情勢の変化を考慮し、双方協議の うえ決定するものとするというふうにも書いておられますが、もう今年の6月に改定 であれば、どのような状況になっているのか、その辺りも教えてください。
議 長	施設課長
施設課長	一応そのような定めが当初からあるわけですが、今まで金額について上げ るということがですね、机上に上ってきたことはございません。 今回の協議をするにあたりまして、特別社会情勢云々に伴いましてですね、その ようなことが提案されてくるということにはなからうということで思っております。
議 長	はい、2番、どうぞ。
2 番 鹿毛議員	そちらのほうはそのような考え方があるかもしれませんが、私たちからすれば、も う何十年も800万払ってきているわけですね。それが本当に妥当があるのか、若し くは他の地域に、どこかに持っていったら、それが少なくなるとか、そのようなもの も議論されているのか、お尋ねいたします。
議 長	組合長、どうぞ。
組 合 長	今、ご質疑の件でございますけれども、この800万の設定につきましては、ご承 知のとおり、当初から議論に議論を重ねた上、こういった妥結額ということで設定さ れたものでございます。 当然覚書の、約定書の変更の折には議論いたしますけれども、もしこの案件を、う ちのほうから提示するとすれば、当然、これの案件にも響いてまいりますから、さら なる要求が出ていることも当然考えられます。 したがって、私どもとしましては、9年間この額で進めさせていただいて、他 の事業、要望等についても、これ以上は受け付けません。あくまで約定書尊重の基本 スタンスでいくほうが、多くの住民の方にとっても得策ではなからうかと考えるところ でございます。 皆様方のご意見を伺いながらもですね、ただ、非常に厳しい意見がございまして、 そんなに言うならというところもありましてですね、9年間というのも決して、令和 9年度までということになっているんで、極端に言えば来年でもいいぞと、そういつ た極論も出るわけでございます。 そういった中での覚書等の、約定書の更新でございますので、その状況等について はご理解をいただきたいし、もしよろしければそういった場面にですね、代表者の方 もご出席いただくことも可能だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っ ております。 私も努めて栗田のほうには状況説明、事故等が、火災事故等も発生いたしましたし、 死亡事故等も発生いたしました。そのことについても、それなりに役員さん方々のご 尽力、ご協力で稼働をですね、運営を継続させていただいております。 非常にいろんな意見の方が地元区にはおられますので、そういったところも配慮し ながら、なかなかこの案件には具体的な数字を示し得ないということが実情でござ います。その辺のところをご理解いただければ本当にありがたいと思っております。 当然ですね、今後9年後については、このようなことについては十分検討していただ くと。また、先ほど執行部が説明いたしましたけれども、久留米市さん等が脱会等 の意思表示をなされております。そこでは大きく物事が動きますので、その折にはま た相談することも可能ではなからうかと、そのようにも考えておるところでございま す。 当初はですね、自治法の解釈が、構成団体の同意がなければ脱会もできないという

	<p>のが私どもの解釈でございましたけれども、自治法改正によりまして、脱会の意思表示は2年前に表示をすれば、脱会が可能であるというふうな法解釈の変更がなされております。</p> <p>したがって、その時期等につきましては、また、この問題も先方にいろいろお話をするという事はできるかとも思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>質疑がないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第4号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、採決いたします。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり、組合長よりあいさつの申し出がっておりますので、許可いたします。</p>
組合長	<p>すべての議案につきまして、ご承認、ご可決をいただきましてありがとうございます。</p> <p>先ほどの質疑にもございましたけれども、補償金の問題等非常に重要な案件だと認識をしておるところでございます。</p> <p>さらには、一番重要なことは8年後でございます、この8年後のあるべき姿というのを構成自治体も代表に来ていただきまして、今、いろんな途中でございます。来年度内には方向性を示して、地元のほうの同意あるいは方向性を提示しなければと思っておりますので、今後また臨時会等のご案内をさせていただくこともあろうかと思っております。その節にはよろしく願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございます。</p>
議長	<p>組合長からのあいさつが終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和2年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会いたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">(15時15分)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員